

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

JFEエンジニアリング株式会社  
神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年3月3日～令和4年5月2日（2ヵ月）  
沖縄区域（沖縄県）

### 3 指名停止理由

JFEエンジニアリング株式会社の社員らが、沖縄県竹富町発注の「竹富海底送水管更新工事」の指名競争入札について、竹富町長から最低入札価格を当該工事の下請会社の代表取締役を通じて入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月13日、公契約関係競売入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 当該区域以外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>